

| | |
|-------|---|
| 件名 | 栃木県特別支援教育推進計画の策定について |
| 提案理由等 | 栃木県特別支援教育推進計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間）について、別紙のとおり策定するものである。 |

栃木県特別支援教育推進計画の概要

はじめに

1 計画策定の趣旨（P 1）

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを推進するため、本県の特別支援教育に関する施策を総合的にかつ明確に示す「特別支援教育推進計画」を策定する。

2 計画の性格（P 2）

栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「栃木県教育振興基本計画2025」の特別支援教育分野における計画として位置付ける。

3 計画の柱（P 2）

- 1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上
- 2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 3 教育の基盤整備

4 計画の期間（P 2）

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

5 計画の進行管理（P 2）

毎年度、点検及び評価を行い、改善・充実を図りながら効果的な特別支援教育をより一層推進する。

本県における特別支援教育

1 基本的な考え方

- I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～
- II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

2 計画の全体像

栃木県教育振興基本計画2025 施策の方向性

◎共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの更なる推進

- I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～
- II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

- 重点目標 ●教員の理解促進と実践的な指導力の向上
●就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

栃木県特別支援教育推進計画

第1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

- 全ての教員が、子どもの理解を深め、一人一人の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上を目指します。

- 1 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 2 校内支援体制の充実
- 3 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実
- 4 自立活動の指導の充実
- 5 進路指導、職業教育の充実
- 6 ICTを活用した指導・支援の充実

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

- 障害のある子ども等に対し、次の学校段階及び就学先への支援情報の引継ぎや、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携等により、切れ目ない一貫した支援体制の構築を目指します。

- 1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
- 2 家庭や福祉等の関係機関との連携の推進
- 3 障害のある子どもに対する教育支援の推進

第3 教育の基盤整備

- 安全・危機管理体制や施設設備の充実を図り、一人一人の子どもが、安全・安心に学ぶことができるよう、教育の基盤を整備します。

- 1 学校安全の徹底・充実
- 2 特別支援学校における施設・設備の整備
- 3 学校運営体制の充実

基本施策における主な取組内容

第1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

1 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上（P 7～8）

- (1) 幼・小・中・高等学校における教員の研修等の充実
- (2) 特別支援学校における教員の研修等の充実

【推進指標】

| 推進指標 | 基準値(2019) | 目標値(2025) |
|---|-----------|-----------|
| 小・中・高等学校の校内研修において、特別支援教育に関する内容を実施した学校の割合 [特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）] | 92.1% | 100% |

2 校内支援体制の充実（P 9～10）

- (1) 小・中・高等学校における組織的な対応の充実
- (2) 特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実
- (3) 共生社会の形成に向けた相互理解のための体制づくりの推進

3 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実（P11）

- (1) 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進
- (2) 幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実

4 自立活動の指導の充実（P12）

- (1) 特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実
- (2) 小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

5 進路指導、職業教育の充実（P13）

- (1) 主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実
- (2) 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実

6 ICTを活用した指導・支援の充実（P14）

- (1) 教員のICT活用指導力の向上
- (2) 個に応じた指導・支援の充実
- (3) 情報モラル教育の充実

【推進指標】

| 推進指標 | 基準値(2020) | 目標値(2025) |
|--|-----------|--------------------------|
| 「授業にICTを活用して指導する能力」において、「できる」又は「ややできる」と回答した特別支援学校教員の割合（本県調査） | 68.9% | 100% (2022年度までに90%以上) |

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進（P15～16）

- (1) 幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進
- (2) 中学校から高等学校への引継ぎの推進
- (3) 高等学校から進路先への引継ぎの推進

【推進指標】

| 推進指標 | 基準値(2019) | 目標値(2025) |
|--|-----------|-----------|
| 中学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合 [障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継ぎ調査（県教育委員会）] | 65.0% | 100% |

2 家庭や福祉等の関係機関との連携の推進（P17）

- (1) 学校と家庭における情報共有の推進
- (2) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実
- (3) 地域の各種団体等との連携の推進

3 障害のある子どもに対する教育支援の推進（P18）

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援
- (2) 県の教育支援体制の構築

第3 教育の基盤整備

1 学校安全の徹底・充実（P19）

- (1) 校内の安全管理体制の強化
- (2) 安全教育の充実

2 特別支援学校における施設・設備の整備（P20）

- (1) 施設等の整備

3 学校運営体制の充実（P21）

- (1) 複数の教職員による指導・支援の充実
- (2) 外部専門家の活用
- (3) 特別支援学校における校務のICT化の推進

栃木県特別支援教育推進計画



令和3(2021)年2月
栃木県教育委員会

[目次]

はじめに 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の柱
- 4 計画の期間
- 5 計画の進行管理

本県における特別支援教育 3

- 1 基本的な考え方
- 2 計画の全体像

第1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上 7

- 1 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 2 校内支援体制の充実
- 3 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実
- 4 自立活動の指導の充実
- 5 進路指導、職業教育の充実
- 6 ICTを活用した指導・支援の充実

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築 15

- 1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
- 2 家庭や福祉等の関係機関との連携の推進
- 3 障害のある子どもに対する教育支援の推進

第3 教育の基盤整備 19

- 1 学校安全の徹底・充実
- 2 特別支援学校における施設・設備の整備
- 3 学校運営体制の充実

【参考】

県立特別支援学校一覧 22

本計画では、以下のように表記します。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 幼、幼稚園等 | 幼稚園、認定こども園、保育所 |
| 小・中、小・中学校 | 小・中学校及び義務教育学校 |
| 中学校 | 中学校及び義務教育学校（後期課程） |
| 小・中・高等学校 | 小・中学校及び義務教育学校、高等学校 |
| 障害のある子ども | 障害のある子ども（発達障害の可能性のある子どもを含む。） |
| 学習指導要領 | 学習指導要領（平成29・30年告示） |

はじめに

1 計画策定の趣旨

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム(※1)の推進のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

本県では、特別支援教育は、障害のある子どものみを対象とした特別な教育ではなく、全ての子どもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています。そこで、全ての子どもが自信を育むとともに、周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある子どもについては、生涯にわたって日々の自立と社会参加を積み重ね、主体的に自分のできることを広げていくことができるよう、個別の教育支援計画(※2)を活用し、一人一人の障害の状態等(※3)に応じたきめ細かな指導・支援に取り組んでいます。

平成28(2016)年に策定した「栃木県教育振興基本計画2020 ―教育ビジョンとちぎ―」においても、「特別支援教育の充実」を施策の一つに掲げ、一人一人の障害の状態等に応じた指導・支援を行ってきました。

小・中・高等学校においては、管理職を対象とした研修会の開催等により校内支援体制の充実に努めるとともに、個別の教育支援計画による支援情報の引継ぎを推進してきました。その結果、引継ぎを実施した子どもの数が年々増加し、次の学校段階及び就労先において引継ぎの情報を生かした早期からの指導・支援が進められています。今後は、個別の教育支援計画の作成や活用における本人・保護者の参画及び関係機関との連携、中学校から高等学校への引継ぎの充実に求められています。

特別支援学校においては、自立活動(※4)の指導等のほか、実践的な職業教育や県全体の就労支援体制の構築に努めてきました。今後は、社会的・職業的自立に向けて、必要な力を着実に育成するために、個に応じた実践的な指導の一層の充実に求められています。

近年、国においては、学習指導要領改訂やGIGAスクール構想の実現(※5)に向けた取組により、一人一人の能力や特性に応じた指導の一層の充実に進められる中で、特別支援教育に携わる全ての教員の専門性の向上や、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備が、これまで以上に求められています。

本県では、このような国の動向を踏まえ、県全体の取組を整理し、今後の施策を明確に示していくことが必要であると考え、「栃木県教育振興基本計画2025」の個別計画として、「栃木県特別支援教育推進計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

※1 「インクルーシブ教育システム」

障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

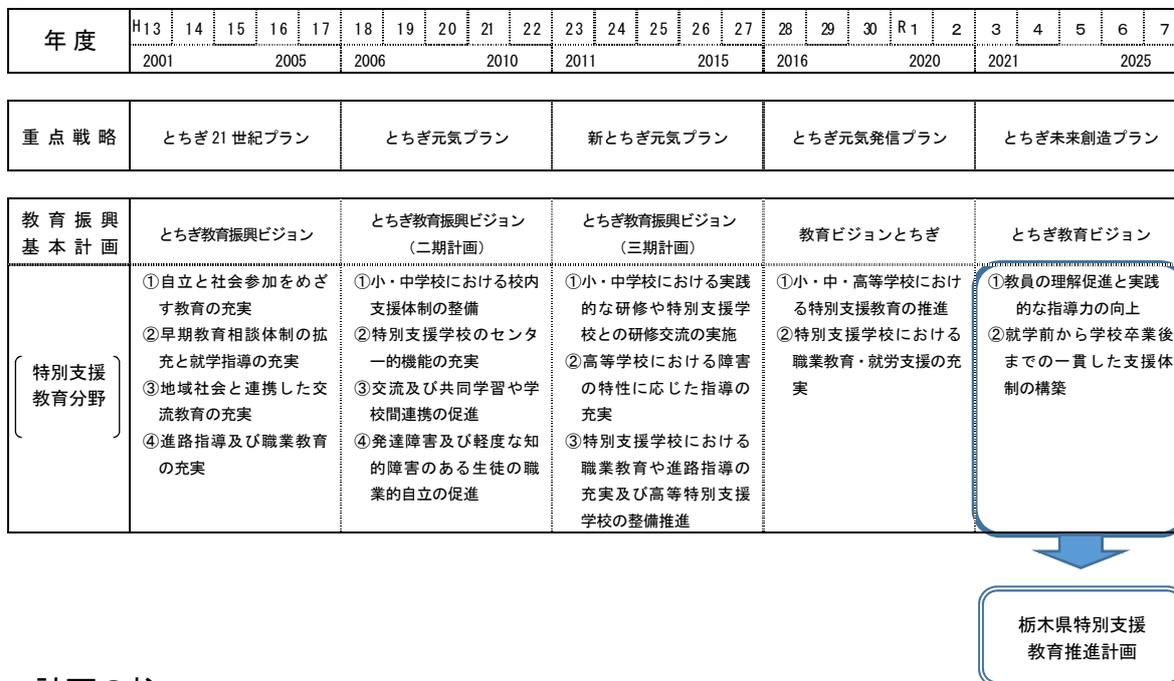
※2 「個別の教育支援計画」

障害のある幼児児童生徒一人一人について、教育的な視点から適切に対応していくという考えの下、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うために、作成・活用する計画。本県では、幼児児童生徒の各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、幼児児童生徒の学習や生活の様子、指導目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「個別の指導計画」を合わせたものを参考様式として示している。

2 計画の性格

本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、教育行政分野の計画として策定された「栃木県教育振興基本計画2025」の特別支援教育分野における計画として位置付けられるものです。

【「栃木県特別支援教育推進計画」と関連する県の計画等】



3 計画の柱

- 1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上
- 2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 3 教育の基盤整備

4 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

5 計画の進行管理

毎年度、点検及び評価を行い、改善・充実を図りながら効果的な特別支援教育をより一層推進します。

※3 「障害の状態等」

障害の状態や特性及び心身の発達の程度等

※4 「自立活動」

一人一人の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、幼児児童生徒の調和のとれた育成を目指して、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域。自立活動の内容は、六つの区分（1健康の保持、2心理的な安定、3人間関係の形成、4環境の把握、5身体の動き、6コミュニケーション）に分類・整理されている。

※5 「GIGAスクール構想の実現」

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの

本県における特別支援教育

1 基本的な考え方

I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」 ～全ての子どもへの指導・支援の充実～

本県では、特別支援教育は、障害のある子どものみを対象とした特別な教育ではなく、全ての子どもに対する一人一人の能力や特性に応じた指導・支援を一層充実させ、子どもが本来持っている力を最大限に発揮できるようにすることであると捉えています。

そのためには、全ての子どもが、自分の意思に基づき、意欲的に活動したり、周囲の助けを得たりしながら、自分のできることを伸ばしていけるようにすることが大切です。

そこで、全ての子ども自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、教員は子どもの理解を深め、子どもの安心感を高める指導・支援の充実に努めることとしています。

子どもの <安心感を高める> ために

- 認め合う関係を育む
一人一人の子どもを認めるとともに、子ども同士の関係をつなぐよう支援します。
- 分かりやすい環境を整える
全体と部分の構造を明確にしたり、情報を取り入れやすくしたりします。

《自信を育む》 ことができる

自信が育ってくると、友達へのかかわりが積極的になったり、学習への取組が意欲的になったりします。そして、「うまくいっている状況（※6）」を自ら広げていくとともに、難しい状況においても自分なりに工夫して対処しようとするようになります。

《相互に支え合う関係を構築する》 ことができる

周囲の人々と支え合う関係が構築されると、誰もが互いに、周囲の助けも得ながら、参加や活動の幅を広げていけるようになります。

子どもが、自分のできることを伸ばし、本来持っている力を最大限に発揮できるようになります。

※6 「うまくいっている状況」

教員や友達などのかかわりの中で、すでにできていることや得意なこと、興味・関心のあることなどが発揮されている状況

Ⅱ 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」

～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

本県では、自立とは、自分の意思に基づき、自分のできることは自分で行いながら、困難なことは周りの人々の助けを得て生活することであり、それは、子どもの日々の生活の中に見られる社会参加の姿であると捉えています。

障害のある子どもについては、生涯にわたって日々の自立と社会参加を積み重ね、主体的に自分のできることを広げていくことができるよう、個別の教育支援計画を活用し、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援に取り組んでいます。

その際、子どもが発達の段階に応じて自己理解を深め、自己選択や自己表現ができるよう、子どもの「うまくいっている状況」に着目し、日常生活の中からうまくいくための方法を抽出して指導・支援に生かすことに努めています。

また、個別の教育支援計画の作成・活用において、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携するとともに、次の学校段階及び就労先に支援情報を引き継ぐことで、切れ目ない一貫した支援を行っていくこととしています。



音楽（打楽器による合奏）



生活単元学習（スイートポテト作り）



学級活動（歯磨き指導）



生活単元学習（ねん土で遊ぼう）

2 計画の全体像

栃木県教育振興基本計画2025 施策の方向性

◎共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの更なる推進

- I 「子どもが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を構築する」
～全ての子どもへの指導・支援の充実～
- II 「障害のある子どもが生涯にわたり自立し社会参加していく」
～障害のある子どもへの指導・支援の充実～

- 重点目標 ●教員の理解促進と実践的な指導力の向上
●就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

栃木県特別支援教育推進計画

第1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

- 全ての教員が、子どもの理解を深め、一人一人の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上を目指します。

- 1 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 2 校内支援体制の充実
- 3 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実
- 4 自立活動の指導の充実
- 5 進路指導、職業教育の充実
- 6 ICTを活用した指導・支援の充実

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

- 障害のある子どもに対し、次の学校段階及び就労先への支援情報の引継ぎや、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携等により、切れ目ない一貫した支援体制の構築を目指します。

- 1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
- 2 家庭や福祉等の関係機関との連携の推進
- 3 障害のある子どもに対する教育支援の推進

第3 教育の基盤整備

- 安全・危機管理体制や施設設備の充実を図り、一人一人の子どもが、安全・安心に学ぶことができるよう、教育の基盤を整備します。

- 1 学校安全の徹底・充実
- 2 特別支援学校における施設・設備の整備
- 3 学校運営体制の充実



体育（ボッチャの練習）



体育（ユニホックの練習）



流通・サービス（コミュニティショップでの接客）



作業学習（木工班の鍋敷き作り）



運動会（障害物競争）



学校祭（ステージ発表）



職場体験（福祉作業所でのパン作り）



サウンドテーブルテニス（視覚障害者卓球大会）

第1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

全ての教員が、子どもの理解を深め、一人一人の子どもに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上を目指します。

1 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

■施策の方向

インクルーシブ教育システムの更なる推進に向けて、障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の特別支援教育の専門性の向上が求められています。

そこで、全ての教員が一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、特別支援教育に関する知識を身に付け、日常の教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実や内地留学派遣等により、専門性の向上を図ります。

■主な取組

(1) 幼・小・中・高等学校における教員の研修等の充実

【通常の学級】

- 全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画の作成や活用等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付け、日常の教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。
- 全ての児童生徒に対する分かりやすい授業づくりや発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援の充実に向け、発達障害専門家チームを要請に応じて学校等に派遣します。

【特別支援学級及び通級による指導（※7）】

- 「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引」等を活用した研修や、教育課程研究集会等の実施により、教育課程の改善・充実を図ります。
- 県教育委員会の学校訪問や、担当1～3年目の教員を対象とした特別支援学校等を会場とする研修の実施により、教員の実践的な指導力の向上を図ります。
- 大学等への内地留学派遣、教職大学院への派遣及び小・中学校と特別支援学校の研修交流の実施により、教員の特別支援教育に関する資質の向上と指導力の充実を図ります。

(2) 特別支援学校における教員の研修等の充実

- 一人一人の幼児児童生徒への理解を深め、個に応じた効果的な指導と評価が行えるよう、教育課程研究集会を軸とした校内研究を推進し、教育課程の改善・充実を図ります。
- 県教育委員会の学校訪問や総合教育センターでの基本研修や専門研修により、障害の状態等に応じた実践的な指導力の向上を図ります。
- 特別支援学校教諭等免許状の取得に関して、管理職対象の会議等において、免許法認定講習について周知し、計画的な受講を促し、免許状保有率の向上を図ります。
- 大学及び企業等への内地留学派遣、教職大学院への派遣及び特別支援学校と小・中学校の研修交流の実施により、教員の特別支援教育に関する資質の向上と指導力の充実を図ります。



校内研修



<総合教育センターの研修>

【推進指標】

| 推進指標 | 基準値（2019） | 目標値（2025） |
|---|-----------|-----------|
| 小・中・高等学校の校内研修において、特別支援教育に関する内容を実施した学校の割合 [特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）] | 92.1% | 100% |

※7 「通級による指導」

小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態

2 校内支援体制の充実

■施策の方向

小・中・高等学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、校内委員会の充実や各部・各学年との連携等により、体制の機能強化を図っていく必要があります。

そこで、各種会議や研修により、管理職への理解啓発を図るとともに、校内において中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図ります。また、全ての教員の指導力の向上により校内支援体制が強化されるよう、発達障害専門家チームの活用等の促進を図ります。

また、特別支援学校においては、地域における幼・小・中・高等学校を支援する特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

さらに、各学校における共生社会の形成に向けた相互理解のための体制づくりを推進します。

■主な取組

(1) 小・中・高等学校における組織的な対応の充実

- 管理職を対象とした特別支援教育研究会及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の実施により、計画的な校内委員会の開催や各部・各学年等の校内組織と連携した仕組みづくりを推進します。
- 発達障害専門家チームの派遣や特別支援学校のセンター的機能(※8)の活用の推進により、各学校における発達障害のある児童生徒への事例検討や全ての児童生徒に対する分かりやすい授業づくりに向けた校内研修の実施を支援します。
- 中学校及び高等学校の管理職等を対象とした会議等における周知により、県立高等学校入学者選抜において、生徒が障害の状態等に応じて適切な合理的配慮の提供を受けられるよう円滑な手続の実施を推進するとともに、入学決定後の適切な対応を支援します。
- 高等学校に対しては、各種会議や研修会の実施及び指導資料の活用推進等により、必要に応じて通級による指導や入院生徒の教育支援などの多様な教育的ニーズへの対応ができるよう支援します。

(2) 特別支援学校のセンター的機能等の校内体制の充実

- 地域の障害のある幼児とその保護者、幼・小・中・高等学校に対する支援の充実に向け、研修等により、早期教育相談担当者や地域支援担当者等の専門性の一層の向上に努め、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

(3) 共生社会の形成に向けた相互理解のための体制づくりの推進

- 障害の有無にかかわらず、幼児児童生徒が共に尊重し合いながら、協働して生活していく態度を育むことができるよう、各種会議や研修会における周知により、近隣の学校及び児童生徒の居住する地域の学校との交流活動など、各学校における交流及び共同学習（※9）の実施を推進します。
- 教員向けリーフレットの作成・配布や、生徒を対象とした講話の実施等により、全ての幼児児童生徒が、互いの違いや個性を認め合う学校・学級づくりを推進します。



<交流及び共同学習の様子>

※8 「特別支援学校のセンター的機能」

特別支援学校が、その教育上の専門性や施設・設備を生かして、幼・小・中・高等学校の要請により、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教員等に対して必要な助言又は援助を行うことなど。

※9 「交流及び共同学習」

特別支援学校や小・中・高等学校がそれぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に行う活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。この二つの側面は、分かちがたいものとして捉え、一体として推進していくことが必要である。

3 個別の教育支援計画を活用した指導・支援の充実

■ 施策の方向

幼児児童生徒及び保護者の意向に基づき、就学前から学校卒業後までの一貫した的確な支援を行っていくために、個別の教育支援計画の作成・活用が求められています。

そこで、本人・保護者と学校が十分に相談して個別の教育支援計画を作成することを推進します。また、個別の教育支援計画を活用し、幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援を推進します。

■ 主な取組

(1) 本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進

- 県教育委員会の学校訪問や各種研修等により、本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成や個別の教育支援計画を活用した支援内容に関する情報の共有が図れるよう推進します。
- 管理職や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修等により、本人・保護者と学校が建設的対話による相互理解を通じて合理的配慮の内容について合意形成を図り、個別の教育支援計画に位置付けて指導・支援をするよう推進します。

(2) 幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を生かした指導・支援の充実

- 県教育委員会の学校訪問や各種研修等により、幼児児童生徒の「うまくいっている状況」を個別の教育支援計画の指導目標や指導の手立てに生かし、教員間での情報共有の下、適切な指導・支援の充実を図ります。

保護者の方へ [特別支援教育資料]

就学前から学校卒業後における一貫した支援のために

～「個別の教育支援計画」の作成と活用～

教育的支援の必要なお子さんが、地域社会の一員として、生涯にわたって自立し社会参加していくことができるよう、各学校では、「個別の教育支援計画」を作成・活用し、一貫した支援を行っていくこととしています。

「個別の教育支援計画」について

- お子さん・保護者の願いに基づき、就学前から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行っていくために作成・活用する計画です。
- 各年齢段階における関係機関等による支援の全体像、お子さん・保護者の願い、お子さんの生活の様子、学校での指導目標や手立て、支援内容等を記載されます。
- お子さん・保護者の意向を踏まえ、医師、福祉、保健、労働等の関係機関と、支援に必要な情報の共有を図り、作成・活用します。

一貫した支援のために

- ▶ 計画的に実施を推進することで、目標や支援内容を明確にして支援ができます。
- ▶ お子さん・保護者、教職員、関係機関が情報を共有することで、連携して支援ができます。
- ▶ 定期的に共通しながら効果的な支援の方法を蓄積し、「合理的配慮」を含む支援内容を進学先へ引き継ぐことで、個別の支援がいただけます。

支援情報の引継ぎによる一貫した支援

幼稚園 小学校 中学校 高等学校 大学等 進路先

個別の教育支援計画 合理的配慮

連携・共有 医師、福祉、保健、労働等の関係機関

うまくいっているところ、「こうすればできる」という方法等の支援情報を引き継いでいきます。

保護者の方へ [特別支援教育資料]

高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ

～卒業後も、必要な支援を受けながら自立し社会参加していくために～

進路先における生活を安心して始めるために

県教育委員会では、児童生徒が持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたって自立し社会参加していくことができるよう、一人一人に応じた指導・支援の充実に取り組んでいます。

また、進路先における生活を安心して始めることができるよう、各学校で行ってきた指導・支援の情報を進路先に引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことを推進しています。

「個別の教育支援計画」の作成・活用

各学校においては、教育的支援の必要性が低い児童生徒に対し、一人一人の希望や実態を踏まえ、進路及び一貫した支援を行っていくために、「個別の教育支援計画」を作成・活用しています。

高等学校から進路先への引継ぎ

高校卒業後の進学先や就職先においては、自分で判断して行動する機会が増えたり、幅広い年齢層の人と接する機会が増えたりするなど、環境が大きく変化します。

そこで、高校においては、それまで積み重ねてきた指導・支援の内容や進路先で希望する支援について、「引継ぎ」に集約し、進路先に引き継ぐこととしています。

高校生活を通して身に付けておきたい力

進学先や就職先などの進路先においては、法律に基づき「合理的配慮」の提供が行われています。「合理的配慮」の提供を受けるためには、本人の希望を伝えること【意思の表明】と、支援の内容について建設的に話し合っていくこと【建設的対話】が求められます。

そこで、高校においては、日頃の指導・支援において、次のような力の育成に努めています。

- 1 自己理解
自分の得意なことや不得意なことを客観的に捉える力
- 2 自己選択
不得意なことにも対峙するために、必要な支援を選択する力
- 3 自己表明
必要な支援について周囲に伝え、話し合っていく力

※障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正により、国立の学校や事業主等に對して合理的配慮の提供が義務付けられています。

<小・中・高等学校の保護者を対象とした個別の教育支援計画の作成と活用に関する資料>

4 自立活動の指導の充実

■ 施策の方向

自立活動の指導については、幼児児童生徒が、本来持っている力を最大限に発揮してよりよく生きていこうとすることを目指し、多様な障害の種類や状態等に応じたきめ細かな指導をさらに充実させていくことが求められています。

そこで、一人一人の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別の指導計画の指導目標や具体的な指導内容に基づく自立活動の指導を推進します。また、一人一人の幼児児童生徒への理解を深め、主体的な取組を促す指導の一層の充実を図ります。

■ 主な取組

(1) 特別支援学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- 各学校において、事例検討会等を定期的実施し、外部専門家の知見を活用して一人一人の幼児児童生徒の実態把握や適切な指導目標等について検討するとともに、実践事例の蓄積・共有を推進することにより、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。
- 各学校の研究課題に基づき、自立活動の指導における幼児児童生徒の主体的な取組を促す効果的な指導と評価の在り方を研究する教育課程研究集会の実施や研修等により、各学校における指導体制の整備や指導力の向上を推進します。



理科（花の模型の触察）

(2) 小・中・高等学校における一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- 小・中学校の特別支援学級及び小・中・高等学校の通級による指導においては、担当者を対象とした研修会により、個別の指導計画に基づいた自立活動の指導について理解を深めるとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用等を推進することにより、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。

5 進路指導、職業教育の充実

■施策の方向

進路指導、職業教育については、一人一人の障害の状態等に応じた社会的・職業的自立を目指して、指導・支援を充実させていくことが求められています。

そのため、障害のある全ての児童生徒の主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実を図っていきます。

特別支援学校では、これまで、企業関係者の知見の活用等により職業教育の充実を図るとともに、就労支援コーディネーターを活用して、生徒の希望や実態等を踏まえた実習・就職先の開拓を行うなど、就労支援体制の構築に力を入れてきました。今後は、より一層、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

■主な取組

(1) 主体的な進路選択に向けた情報提供、適切な指導・支援の充実

- 本人・保護者への適切な情報提供、キャリア・パスポート（※10）及び個別の教育支援計画の活用等を研修会で周知することにより、児童生徒の主体的な進路選択に向けた組織的かつ計画的な進路指導を推進します。
- 卒業後も、職業生活や家庭生活において必要な支援を受けながら豊かな生活が送れるよう、日々の教育活動の中で一人一人の主体的な意思決定を大切にしながら、学校教育活動全体での進路指導を推進します。

(2) 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実

- 職業的・社会的自立に向けて必要となる資質・能力を育むために、小学部から高等部までの系統的な指導や、個別の教育支援計画に基づいた適切な指導・支援を推進します。
- 企業関係者等の知見の活用による授業改善を行い、生徒の職業人としての資質・能力を育成するなどして、個に応じた実践的な職業教育を推進します。
- 就労支援コーディネーターを活用した実習・就職先企業の開拓や、福祉・労働等の関係機関との連携に努めることにより、生徒の希望・適性等に応じた就労や卒業後の安定した職業生活に向けた、きめ細かな就労支援を推進します。

※10 「キャリア・パスポート」

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（学習や活動の内容を記録し、蓄積したもの）。児童生徒の障害の状態等により、児童生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童生徒の障害の状態等に応じた取組や適切な内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用に代えることも可能とされている。

6 ICTを活用した指導・支援の充実

■施策の方向

ICTは、幼児児童生徒の障害の状態等に応じて活用することにより、各教科等の指導や支援、合理的配慮の提供等に効果を発揮することができる重要なものです。

これまでも、特別支援教育ではICT活用が積極的に行われており、今後は、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を踏まえた取組の充実が求められています。

そこで、研修等の実施により、教員のICT活用指導力の向上や、ICT活用による個に応じた指導・支援の充実を図り、幼児児童生徒の主体的かつ適切にICTを選択・活用する力の育成を支援します。また、一人一人の障害の状態等を考慮した情報モラル教育の充実を図ります。

■主な取組

(1) 教員のICT活用指導力の向上

- 各教科等や自立活動の指導を効果的に行えるよう、研修等の実施により、一人一人の障害の状態等に応じてICTを適切に活用して指導する力の向上を図ります。

(2) 個に応じた指導・支援の充実

- 研修等の実施により、教員のICT活用に対する理解を促進し、補助用具（入出力支援機器等）を適切に活用したコミュニケーション支援や、合理的配慮の提供の充実を図ります。
- 情報化の推進により、幼児児童生徒が障害の状態等に応じて主体的かつ適切にICTを選択・活用し、学習活動を充実させる力の育成を支援します。



理科（ICTを活用した力学の実験）

(3) 情報モラル教育の充実

- 児童生徒が一人一人の障害の状態等に応じて主体的に判断・行動できるよう、学校の教育活動全体を通じて情報モラルに関する指導の充実を図ります。

【推進指標】

| 推進指標 | 基準値（2020） | 目標値（2025） |
|---|-----------|--------------------------|
| 「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」又は「ややできる」と回答した特別支援学校教員の割合 [ICT活用に関する調査（県教育委員会）] | 68.9% | 100% (2022年度までに90%以上) |

第2 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

障害のある子どもに対し、次の学校段階及び就労先への支援情報の引継ぎや、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携等により、切れ目ない一貫した支援体制の構築を目指します。

1 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進

■施策の方向

障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、各学校段階の移行期において個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎが求められています。

本県では、平成 22(2010)年度から進路先への引継ぎを推進するとともに、実施状況を調査し、引継ぎ率の向上に努めてきました。その中で、個別の教育支援計画の作成段階から、本人や保護者に引継ぎの趣旨や目的を十分に説明すること等について教員への理解啓発を図ってきました。

また、平成 28(2016)年度からは、「高等学校における支援情報の引継ぎに関する調査研究事業」により、大学や企業等の進路先に引き継ぐ仕組みを整えました。

今後は、特に、中学校から高等学校への引継ぎ及び高等学校から大学や企業等への引継ぎの充実に努め、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築を目指します。

■主な取組

(1) 幼稚園等から小学校、小学校から中学校への引継ぎの推進

- 市町の保育主管課や教育委員会等との連携を推進し、各幼稚園等が、保護者の同意を得て個別の教育支援計画等による引継ぎを実施できるよう、研修等において理解啓発を図ります。

(2) 中学校から高等学校への引継ぎの推進

- 管理職を対象とした特別支援教育研究会や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会により、各中学校が、生徒や保護者の同意を得て個別の教育支援計画による引継ぎを実施できるよう推進します。
- 市町教育委員会と連携し、「中学校から高等学校への支援情報の引継ぎモデル」の周知を図ることなどにより、中高間で連携して円滑な引継ぎが実施できるよう支援します。

(3) 高等学校から進路先への引継ぎの推進

- 管理職を対象とした特別支援教育研究会や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会により、生徒自身の参画による主体的な引継ぎの実施を促進するとともに、リーフレットの活用等による生徒及び保護者への理解啓発をさらに進めます。
- 関係機関が実施する就労支援等に関する事業の活用により、就労支援機関と連携し、企業における引継ぎの活用について理解啓発を図ります。

2 家庭や福祉等の関係機関との連携の推進

■施策の方向

障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携の推進が求められています。

これまでも、小学校や特別支援学校においては、放課後等デイサービス事業所や障害児通所支援事業所等と障害のある幼児児童生徒の支援に関する必要な情報共有が行われ、一人一人のニーズに応じた支援が行われてきました。

今後は、「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（平成30年5月 文部科学省・厚生労働省）等を踏まえ、個別の教育支援計画の活用による情報共有が一層推進されるよう、家庭や関係機関との連携強化を図っていきます。

■主な取組

(1) 学校と家庭における情報共有の推進

- 教員を対象とした研修会等により、保護者との面談等において個別の教育支援計画を活用し、家庭と学校間の支援に関する必要な情報共有を積極的に図るよう推進します。

(2) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 関係機関と連携した研修等において、放課後等デイサービス（※11）などを含む障害のある幼児児童生徒に関する福祉制度について、教員への周知を図ります。
- 関係機関が主催する研修等において、学校と関係機関による個別の教育支援計画を活用した支援情報の共有及び引継ぎが推進されるよう周知します。

(3) 地域の各種団体等との連携の推進

- 卒業後も地域での社会参加が継続できるよう、在学中から地域のスポーツ団体や芸術文化団体、障害者福祉団体等との連携による活動への参加を促進します。

※11 「放課後等デイサービス」

学校に就学している障害のある児童生徒に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流などを行うサービス

3 障害のある子どもに対する教育支援の推進

■施策の方向

障害のある子どもの就学先の決定に向けて、市町教育委員会は保健福祉部局との連携により、早期から情報共有を図り、就学相談に生かすことが求められています。また、就学先決定に当たっては、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の体制の整備状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断を行うこととなっています。

今後も、市町における就学相談が円滑に行われるよう、市町教育委員会と保健福祉部局との連携の強化を促進し、担当者への研修や訪問支援等を充実させることで、市町の教育支援(※12)に関する取組を支援していきます。

■主な取組

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定への支援

- 市町教育委員会の担当者を対象とした研修等において、就学相談の在り方や教育支援の実際について周知し、一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定に向けた市町の取組を支援します。
- 研修等における好事例の紹介や担当者間の情報共有により、市町教育委員会と保健福祉部局との早期からの連携を推進します。
- 県教育委員会が市町教育委員会を訪問し、市町の状況に応じた助言を行うことで、市町教育委員会の障害のある子どもに対する適切な支援を推進します。

(2) 県の教育支援体制の構築

- 県教育支援委員会の設置により、障害のある子どもの障害の程度の判断や就学先の判断、学習・支援の内容等について専門的立場から審議を行い、市町教育委員会及び県立特別支援学校における教育支援の取組を支援します。

※12 「教育支援」

障害のある子どもをもつ保護者との早期からの教育相談や就学先決定に向けた就学相談、就学後の障害のある子どもに対する適切な指導及び必要な支援

第3 教育の基盤整備

安全・危機管理体制や施設設備の充実により、一人一人の子どもが、安全・安心に学ぶことができるよう、教育の基盤を整備します。

1 学校安全の徹底・充実

■ 施策の方向

幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするためには、障害の状態等を踏まえた学校安全に関する環境づくり及び組織体制の強化や、幼児児童生徒が主体的に取り組む安全教育の充実が求められています。

そこで、校内の安全管理体制について、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直すなどして、安全管理・危機管理を徹底する必要があります。また、幼児児童生徒が自ら安全に行動できるよう、安全教育の充実を図ります。

■ 主な取組

(1) 校内の安全管理体制の強化

- 学校の実情や幼児児童生徒の障害の状態等に応じた安全管理・危機管理等の校内研修の充実を促進します。
- 施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底するとともに、幼児児童生徒の障害の状態等を踏まえた学校安全計画及び危機管理マニュアル等の定期的又は必要に応じた検証・見直しを促し、各学校の危機管理の徹底を図ります。
- 医療的ケア（※13）が必要な幼児児童生徒が在籍する県立学校に学校看護師を配置し、学校看護師による医療的ケアを実施することにより、安全な学習環境の整備を図ります。

(2) 安全教育の充実

- 生活安全、交通安全、災害安全等について、地域や学校の特性や幼児児童生徒の障害の状態等を考慮し、学校の教育活動全体を通じた安全教育の充実を促進します。
- 幼児児童生徒の障害の状態等に応じて、各種災害等に関する訓練を工夫するなど、安全教育の充実を促進します。



防災教育

（地震への対応～落下物から身を守る～）

※13 「医療的ケア」

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

2 特別支援学校における施設・設備の整備

■ 施策の方向

特別支援学校における校舎・体育館等の施設については、幼児児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や学校の実情に応じた施設整備等を行ってまいります。

■ 主な取組

(1) 施設等の整備

- 施設の整備については、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、中長期的な観点から計画的・予防的な改修工事を実施するとともに、学校の実情に即した施設の改修等を行ってまいります。
- 学校の施設の状況や地域の特性等を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた施設の整備について、教育環境の適正化を図ります。
- スクールバスについて、学校の実情に応じ、適正に配置し、幼児児童生徒が安全に通学できる環境整備に努めます。



特別支援学校 宇都宮青葉高等学園



特別支援学校のスクールバス

3 学校運営体制の充実

■施策の方向

様々な教育上の課題に対応し、特別支援教育を充実させるために、教職員や外部人材の適切な配置・活用、業務改善等による学校運営体制の充実が求められています。

そこで、小・中学校における児童生徒の実態を踏まえた複数の教職員による指導・支援の充実及び各学校における外部専門家の活用を図るとともに、特別支援学校における校務のICT化を推進します。

■主な取組

(1) 複数の教職員による指導・支援の充実

- 小・中学校の特別支援学級において、児童生徒の障害の状態等により、きめ細かな指導・支援を必要とする児童生徒が在籍する学級には非常勤講師を配置し、複数の教職員で指導・支援を行っていきます。

(2) 外部専門家の活用

- 児童生徒の障害の状態等に応じて、心理学の専門家であるスクールカウンセラー及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等との連携を推進し、本人・保護者への支援の充実を図ります。

(3) 特別支援学校における校務のICT化の推進

- 特別支援学校における業務改善及び指導体制整備に向けて、統合型校務支援システム(※14)を活用した情報管理等を推進します。

※14 「統合型校務支援システム」

一般教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム

【参考】県立特別支援学校一覧

| 障害種別 | 学校名 | 設置部 (学 科) | 所在地 電話番号 | 通学圏等 |
|-------|------------------|--|-------------------------------------|--|
| 視覚障害 | 盲学校 | 幼小中 高〔普通科 保健医療科〕 高専〔保健医療科 医療科〕 | 宇都宮市福岡町1297 TEL 028(652)2331 | 県内全域 |
| 聴覚障害 | 聾学校 | 幼小中 高〔普通科 情報機械科 生活技術科〕 | 宇都宮市若草2-3-48 TEL 028(622)3910 | 県内全域 |
| 知的障害 | 富屋特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 宇都宮市徳次郎町39-1 TEL 028(665)2281 | 宇都宮市 |
| | 富屋特別支援学校 鹿沼分校 | 小中 | 鹿沼市日吉町521-6 TEL 0289(63)5111 | 鹿沼市(小学部・中学部) |
| | 宇都宮青葉高等学園 | 高(職業科) | 宇都宮市京町9-32 TEL 028(639)2080 | 県内全域 |
| | 今市特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 日光市瀬尾1640-22 TEL 0288(22)6417 | 鹿沼市の北部地域(高等部) 日光市 塩谷町 |
| | 国分寺特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 下野市柴6-2 TEL 0285(44)5121 | 上三川町 野木町 小山市 下野市 |
| | 栃木特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 栃木市皆川城内町1053 TEL 0282(24)7575 | 鹿沼市の粟野地域(小・中学部) 鹿沼市の南部及び粟野地域(高等部) 壬生町 栃木市 |
| | 足利中央特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 足利市大月町871-3 TEL 0284(41)1185 | 佐野市 足利市 |
| | 益子特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 益子町七井3650 TEL 0285(72)4915 | 真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 |
| | 那須特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 那須塩原市下永田8-7 TEL 0287(36)4570 | 矢板市 大田原市 那須町 那須塩原市 ◇なす療育園 |
| | 南那須特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 那須烏山市藤田1181-152 TEL 0287(88)7571 | さくら市 那須烏山市 高根沢町 那珂川町 |
| 肢体不自由 | のざわ特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 宇都宮市岩曾町1177-2 TEL 028(689)2655 | 県内全域(*1) |
| | わかくさ特別支援学校 | 小中 | 宇都宮市駒生町3337-1 TEL 028(622)3650 | 県内全域(*2) |
| | 栃木特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 栃木市皆川城内町1053 TEL 0282(24)7575 | 鹿沼市の粟野地域 壬生町 野木町 小山市 栃木市 下野市 ◇星風会病院星風院 |
| 病弱 | 岡本特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 宇都宮市下岡本町2160 TEL 028(673)3456 | 県内全域(*3・4) ◇独立行政法人国立病院機構宇都宮病院 |
| | 栃木特別支援学校 | 小中 | 栃木市皆川城内町1053 TEL 0282(24)7575 | 県内全域(*5) |
| 弱 | 足利特別支援学校 | 小中 高(普通科) | 足利市大沼田町619-1 TEL 0284(91)1110 | 県内全域(*6) ◇あしかがの森足利病院 |

◇は医療型障害児入所施設である。

*1 ただし、栃木特別支援学校の肢体不自由教育部門の通学圏を除く。

*2 栃木県立リハビリテーションセンター内のこども療育センターに入所又は栃木県立リハビリテーション病院に入(通)院のもの。なお、栃木県立リハビリテーション病院に通院しながら通学を希望する場合はその頻度や期間に応じて受け入れる。

*3 国立病院機構宇都宮病院に入(通)院し継続して加療を必要とするもの及び同病院の重症心身障害児病棟に入院しているもの。なお、国立病院機構宇都宮病院に通院しながら通学を希望する場合は、その頻度や期間に応じて受け入れる。

*4 自治医科大学附属病院で継続して入院加療を必要とするもの(分教室)

*5 獨協医科大学病院で継続して入院加療を必要とするもの(分教室)

*6 あしかがの森足利病院に入(通)院し継続して加療を必要とするもの及び同病院の重症心身障害児施設に入所しているもの。なお、あしかがの森足利病院に通院しながら通学を希望する場合はその頻度や期間に応じて受け入れる。

栃木県特別支援教育推進計画

令和3（2021）年2月

編集発行 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
TEL 028(623)3381 FAX 028(623)3399
E-mail tokubetsu-shien@pref.tochigi.lg.jp